

令和4年 中間市農業委員会総会（7月）議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月） 10時00分開始
10時13分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照
6番 花田正則
4. 推進委員 3名
田中久光 丸山政和 日高靖
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 5名
平川事務局長 池本係長 坂本 小南 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)

【議事内容】

柴田議長： 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は、7名で委員定数全員が出席しておりますので、令和4年7月の農業委員会が成立いたしましたので、ただちに本日の会議を始めたいと思います。

本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に報告事項について議題といたします。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局： 資料1ページ目をお開きください。

こちらは、「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)」で

す。こちらは、所有権はそのまま地目のみを変更するための届出となっております。今回1件届出が提出されておりますので説明いたします。

農地の所在地中間市岩瀬西町。面積16㎡。同じく岩瀬西町。面積310㎡。届出人。住所中間市中央一丁目。転用目的は露天駐車場となっております。

こちらの農地の写真及び位置図につきましては、2ページに載せておりますので、ご確認をお願いします。

また、写真に車が写っていますが、今まで畑をしていたところは、事務局で確認しております。他の土地の利用については、写真でもわかるように既に雑種地状態になっております。この届出があった土地は、全体の一部が畑であり、違法転用に当てはまらないと判断されるため、理由書等は添付していない状況になっております。説明は以上です。

柴田議長： はい。ただいま説明がありましたが、本件につきましては、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。意見がないようですので、報告第1号を終わりたいと思います。

続きまして報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出(転用)」を議題といたします。議案理由の説明をお願いします。

事務局： 議案書5ページ目をお開きください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)」です。こちらは所有権と地目の変更の届出となっております。今回2件届出が提出されておりますので説明いたします。

1件目、農地の所在地浄花町。面積24㎡。譲渡人。住所中間市浄花町。譲受人。住所中間市深坂二丁目。転用目的は、一般個人住宅となっております。

こちらの農地につきましては、6ページの位置図にある申請地の右に位置する土地を一般個人住宅として既に転用されており、この土地と併せて建築を行うと報告されております。

農地の写真と位置図は、6ページに載せておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして2件目です。

農地の所在地中間市岩瀬西町。面積434㎡。譲渡人。住所中間市岩瀬四丁目。譲受人。住所中間市岩瀬西町。転用目的は、露天駐車場です。

こちらの写真及び地図につきましては、7ページ目に載せておりますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

柴田議長： はい、ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見ご質問はありません

か。

意見がないようですので報告第2号を終わります。続きまして「その他について」を議題といたします。事務局ありませんか。

他にご意見がないようですので、以上で「その他について」を終わります。次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則9条により、議長において貞末委員と花田委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れさまでした。

議事録署名委員

貞末 照

花田 正則